

## 目次

### ○告示

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正の一部改正（くらし安全防災・消費生活課）

### 神奈川県告示第 号

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正（平成3年神奈川県告示第61号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

前文ただし書を削る。